平成２７年（フ）第６９９号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目２番30号
破産者　柳井　まり
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９２号
横浜市青葉区荏田町164番地　テラスM101
破産者　鈴木　光二
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５３５号
横浜市港北区日吉本町５丁目77番20―406号
破産者　藤井　　任
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５４８号
横浜市磯子区久木町24番５号　ハマハイツＢ202号
破産者　大越　清美
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５５２号
神奈川県藤沢市用田607番地の２　みなみハイツ202
破産者　山崎　靖子（旧姓木谷）
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７２号
横浜市金沢区寺前２丁目25番27号　コーポサカイヤ102
破産者　池田　信二
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６７７号
横浜市西区東久保町36番15号　横浜サンライズパレス204号
破産者　西岡　弘樹
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９号
新潟市西区小針８丁目17番13号　ラフィーネ小針101号
破産者　中静　光男
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８号
和歌山県新宮市千穂２丁目１番７号
破産者　笹本果物店こと　岩口　有利
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第１００号
広島県福山市東川口町２丁目８番20号
破産者　松本　　亨
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２号
徳島県阿南市大潟町127番地３、前住所徳島県阿南市大潟町26番地
破産者　髙島　明子
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３号
徳島県三好市池田町馬路西之坊15番地
破産者　木村　　弘
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第４号
徳島県三好市池田町馬路西之坊15番地
破産者　木村　明子
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第９３号
北九州市小倉南区徳力新町２丁目７番30号
破産者　西村　直人
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３４８号
福岡県遠賀郡岡垣町鍋田１丁目２番20号　グランディールハイム105号
破産者　河田麻里子
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５１号
福岡県田川市大字伊田1606番地21
破産者　宇都宮一白
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６号
大分県国東市国東町小原122番地２
破産者　福村　弘幸
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１４０３０号
神奈川県横浜市中区野毛町２丁目71番地２
破産者　株式会社ｗｉｓｈ
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６２５号
千葉県佐倉市上志津原20―２
破産者　山崎　栄司
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部